情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向 上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会 形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例

(御杖村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 御杖村議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年御杖村条例第1 号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に改め、同 条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」 を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表以外の部分中「及び第29条」を削り、同項の表中

第 38 条第 1項 第1 号

第1項及び 第2項の規 定に違反し ているとき

第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条 又は第 12 条 |第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規 |定に違反して利用されているとき、番号利用法第20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されてい るとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作 て利用され |成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第 9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。) に記 録されているとき

を

Γ

第 38 条第 1項

第 1

무

第1項及び 第2項の規 定に違反し て利用され ているとき

第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条 又は第 12 条 |第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規 定に違反して利用されているとき、番号利用法第20 |条の規定に違反して収集され、若しくは保管されてい るとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作 成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第 |10 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。) に 記録されているとき

に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改 め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若し くは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項本文中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第 38 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

(御杖村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第2条 御杖村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年御杖村条例 第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第5号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第6号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(御杖村税条例の一部改正)

第3条 御杖村税条例(昭和29年御杖村条例第24号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。